

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡崎市

市町村名 (市町村コード)	岡崎市 (232025)
地域名 (地域内農業集落名)	下山
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域の大半が森林で形成され谷筋に沿って農地が点在するため、平野部と比較して小規模区画の農地が多い。主として、地域特有の気温差や恵まれた環境を活かして水稻の「ミネアサヒ」が栽培されているが、鳥獣による被害で営農条件が急速に悪化したため、耕作放棄された農地も多く、営農条件の改善が課題である。また遊休農地で今後改善が難しい農地について、多様な活用策を検討する必要がある。さらに高齢化により農業従事者は減少傾向にあり、担い手も高齢化や後継者不足などの課題もある。近年、農業者組織と自治会組織等とが連携して農用地保全や集落維持のため、農村RMOの形成が進められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き耕作に取り組む農地のほか、有機農業への転換、高収益作物の導入や、体験農園への活用など、利用の多様化を図りながら、農用地保全を図る。
・鳥獣害対策を強化し、安心して農業ができる環境作りに努めるとともに、中山間地域の特色を活かした農林水産物の差別化・ブランド化、体験農園や6次産業化を推進し、地域の活性化を図るとともに、都市部からの移住促進や、農のあるライフスタイルを推進することで、新たな担い手を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、担い手による耕作が困難な場合など今後維持していくことが難しい農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望のある農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去に土地改良事業を実施したが、担い手の要望を踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農林水産事務所、岡崎市、岡崎市農業委員会、JAと連携して、毎月実施している新規就農者支援対策担当者会議で情報共有をはかりながら、栽培技術の指導や農業用機械導入の補助などの支援、農地をあっせんなど、新規就農者の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植や収穫などの農作業の一部は、必要に応じて担い手に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・各種支援制度を活用し、地域ぐるみで耕作放棄地の発生防止と鳥獣害対策を推進する。
- ・岡崎市有機農業実施計画に基づき、有機農業面積の拡大を図り、団地化を進める。
- ・〈仮〉岡崎市情報通信環境整備計画に基づき、スマート農業の推進を図る。
- ・農業者組織と自治会組織等とが連携して農村RMOを形成することで、農地や山林などの地域資源の保全・活用や農業振興等を図るととも、地域コミュニティ維持に資する取組を行う。